（優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第二条　租税特別措置法施行等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百八号。以下「改正令」という。）附則第七条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「旧令」という。）第七条の規定に基づく改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧規則」という。）第六条の規定は、なおその効力を有する。

2　改正令附則第二十二条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二十九条の四の規定に基づく旧規則第二十条の二十の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項第一号中「法第六十八条の三十四第三項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第五十六条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第三項」とする。

3　改正令附則第三十六条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第三十九条の六十三の規定に基づく旧規則第二十二条の四十一の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項第一号中「法第四十七条第三項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四十条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第三項」とする。

○厚生労働省令第二号
○国土交通省令第一号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三条の二第五項及び第三十五条の二並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）第一条第五号の規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第一条第五号に規定する事業等を定める省令を次のように定める。

平成二十一年八月十八日

厚生労働大臣　舛添　要一
国土交通大臣　金子　一義

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第一条第五号に規定する事業等を定める省令

（令第一条第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事業）

第一条　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第一条第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　食事の提供に関する事業
二　調理、洗濯、掃除等の家事に関する事業
三　生活等に関する相談及び助言に関する事業
四　心身の健康の維持及び増進に関する事業
五　心身の状況及び日常生活の状況の確認に関する事業
六　社会との交流の促進に関する事業
七　日常生活上必要なサービスの手配に関する事業

（法第三条の二第五項の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法）

第二条　高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第三条の二第五項の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、高齢者居住安定確保計画の案及び当該案に対する住民の意見の提出方法、提出期限、提出先その他住民の意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。

（法第三十五条の二の国土交通省令・厚生労働省令で定める者）

第三条　法第三十五条の二の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　社会福祉法人
二　地方公共団体
三　医療法人
四　一般社団法人又は一般財団法人
五　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）に基づき設立された特定非営利活動法人
六　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者で同法第八条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護を行うもの又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者で同法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの

（法第三十五条の二の国土交通省令・厚生労働省令で定める事業）

第四条　法第三十五条の二の国土交通省令・厚生労働省令で定める事業は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業とする。

附　則

この省令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十八号）の施行の日（平成二十一年八月十九日）から施行する。

○国土交通省令第五十号

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十八号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百九十九号）の施行に伴い、並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月十八日

国土交通大臣　金子　一義

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　総則（第一条）」を「第一章　総則（第一条）
第一章の二　高齢者居住安定確保計画（第一条の二）」に、「第二条」を「第一条の三」に、「加齢対応構造等を有する住宅への改良」を「住宅の加齢対応改良」に改める。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二　高齢者居住安定確保計画

（法第三条の二第三項第二号の国土交通省令で定める基準）

第一条の二　高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第三条の二第三項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　住戸内の床は、原則として段差のない構造のものであること。
二　住戸内の主たる廊下の幅は七十八センチメートル（柱の存する部分にあっては、七十五センチメートル）以上とし、住戸内の主たる居室の出入口の幅は七十五センチメートル以上であること。
三　住戸内の浴室及び階段には、手すりを設けること。

2　建築材料又は構造方法により、前項の規定により難い部分のある加齢対応構造等である構造及び設備であって、同項の基準に該当する加齢対応構造等である構造及び設備と同等以上の性能を有すると認められるものについては、国土交通大臣は、同項の基準に該当するものとすることができる。

第二章中第二条の前に次の一条を加える。

（高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の申請書）

第一条の三　法第五条の申請書の様式は、別記様式第一号とする。

2　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　賃貸住宅の位置を表示した付近見取図
二　間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図
三　賃貸住宅の全部又は一部が、賃借人に対して法第三条の二第二項第二号ニに規定する高齢者居宅生活支援事業において提供される保健医療サービス又は福祉サービス（以下「高齢者居宅生活支援サービス」という。）が提供されるもの（以下「サービス付高齢者円滑入居賃貸住宅」と総称する。）であり、かつ、賃貸人と当該高齢者居宅生活支援サービスを提供する者が異なる場合にあっては、当該高齢者居宅生活支援サービスを提供する者の合意を得たことを証する書類